

平成30年4月10日  
稲城市教育委員会指導課

### 稲城市立学校いじめ防止啓発月間実施要領

#### 1 主 旨

学校・家庭・地域の連携によりいじめ問題の解消や児童・生徒のいじめ防止への意識の向上を図るために、「稲城市立学校いじめ防止啓発月間」を位置付け、稲城市立学校においていじめ防止のための取組を重点的に推進する。

#### 2 期 間

平成30年11月1日（木）から平成30年11月30日（金）まで

#### 3 主な取組

下記の取組を参考に、各学校において、児童・生徒の実態等に応じた特色ある取組を展開する。

##### (1) 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導

児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流に資する能力を養うため、全教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

児童・生徒の規範意識を育むために、各教科、道徳、特別活動や組織的な生活指導を通して、決まりやルールについての理解を深め、それらを守ろうとする態度を身に付けさせる。

ゲストティーチャー等を活用した「いじめ防止授業」等のいじめに関する授業を実施する。

##### (2) 児童・生徒が主体的に考えたり、行動したり、参加したりする取組

いじめ問題に関する学級等における話し合いや、一人一人が自分の目標を決めるなど、児童・生徒がいじめを自分たちの問題として捉え、行動できるようにする取組を実施する。

児童・生徒によるいじめ防止の標語、ポスター、メッセージカード等の作成など、いじめ防止への意識を高める取組を実施する。

児童会・生徒会活動を中心にした「学校いじめ防止宣言」の策定や、相手を傷つける言葉を使わないようにする呼び掛けなどのキャンペーン活動、いじめをしないことの意味表明のためのリボン運動などにより、いじめ防止を推進する取組を実施する。

##### (3) いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり

どのような行為がいじめに該当するのか、その行為がどのような犯罪につながっていくのかなどを視覚的に示したポスターや、児童・生徒一人一人が作成した「いじめ防止標語」などのいじめ防止に係る作品等を掲示するなどして、児童・生徒のいじめ防止への意識を高める。

##### (4) 児童・生徒と教職員の信頼関係の構築及び学校教育相談体制の構築・周知

児童・生徒がいじめを受けたりいじめが行われているのを見たり聞いたりしたときに、躊躇なく教職員に相談したり報告したりできるよう、児童・生徒と教職員が信頼

関係で結ばれた温かい雰囲気を醸成する取組を実施する。

全ての教職員が教育相談の技能を身に付け、児童・生徒の悩みや不安に対して適切に応じられるよう、スクールカウンセラーからの助言等を得る機会を設定するとともに、スクールカウンセラーへの相談申込みの方法を、改めて児童・生徒に周知・徹底する。

(5) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

全ての教職員が、いじめの定義をはじめとした「いじめ防止対策推進法」の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、適切に組織的な対応を行うことを徹底するために校内研修を実施する。

「学校いじめ防止基本方針」に示された取組が、全ての教職員に例外なく実施されるよう、一人一人の取組状況に関する定期的な点検と啓発を行う。

(6) いじめの定義の正しい理解に基づく早期発見の取組

「いじめ発見のチェックシート」等を活用して、重点的に児童・生徒の状況を観察したり、学級担任等による個人面談を実施したりするなど、児童・生徒の抱える悩みや不安、人間関係のトラブル等を組織的に把握する取組を実施する。

いじめやいじめの疑いのある状況を認知するための重要な参考資料の一つとして、児童・生徒の実態等を踏まえ、効果的な実施方法や質問項目によるアンケート等を実施する。

(7) 保護者、地域との連携

学校公開の機会や学校便り等を活用して、「学校いじめ防止基本方針」の主旨や「学校いじめ防止基本方針」がホームページに掲載されている旨を周知したり、学校がいじめ防止に係る取組を紹介したりすることにより、保護者の理解や協力を得る取組を実施する。

地域教育懇談会等においていじめ防止に関するテーマを議題とするなど、地域と連携したいじめ防止に係る取組を推進することにより、地域ぐるみでいじめを防止する連携・協力体制の構築を図る。

#### 4 実施上の留意点

(1) 稲城市立学校いじめ防止啓発月間における取組については、新たな取組を導入しなければならないと捉える必要はなく、「人権週間(12月4日～10日)」や東京都教育委員会「ふれあい(いじめ防止強化)月間」におけるこれまでの取組を一層推進するという考えで構わない。

(2) 「人権週間(12月4日～10日)」における取組など、2で示した期間の前後近い時期(概ね2週間程度)に実施した取組についても、稲城市立学校いじめ防止啓発月間における取組に含めることができる。

(3) 稲城市立学校いじめ防止啓発月間における取組として、児童・生徒が主体的に考えたり、行動したり、参加したりする取組については必ず取り組むこととする。

(4) 稲城市立学校いじめ防止啓発月間の取組の周知について、学校ホームページや学校便り等を活用するなどして、保護者や地域への情報発信は必ず行うこととする。

#### 5 実施報告

稲城市立学校いじめ防止啓発月間終了後、各学校は、実施状況等を稲城市教育委員会に報告する。